

苫小牧市男女平等参画情報誌

ふり~む

2012・9月
Vol.17



目次

男女平等参画に関する市民意識調査から	2～3
シリーズ「男女平等参画社会実現への道」	4～5
データ メディアにおける女性の参画	5
男女平等参画講座を開催しました	6～7
女性のための健康講座「ラフターヨガ」、解りやすい労働法基礎講座	
法・規則の改正についてのお知らせ	7
一人で悩まずにご相談ください	6～7
女性センター法律相談	
男女法律無料相談	
相談機関のご案内	
女性センター情報コーナー	8
登録サークルのご紹介	
利用案内	

男女平等参画に関する 市民意識調査から

あなたは
どう考えますか？

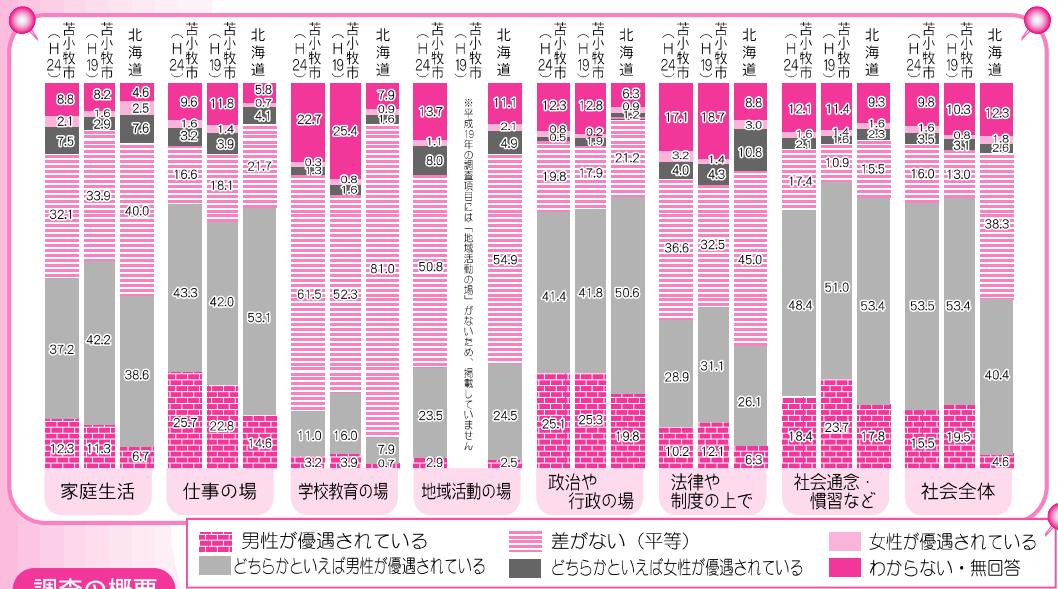
苫小牧市では、男女平等参画社会の実現に向けて、平成19年4月に「苫小牧市男女平等参画推進条例」を制定しました。平成21年1月には条例の基本理念に基づいた「苫小牧市男女平等参画基本計画（第2次）」を策定し、施策の推進に取り組んでいます。この意識調査は基本計画期間の中間年を迎えるにあたり、見直しをする基礎資料とする目的に、男女平等参画に関する市民の意識や考え方を平成24年3月に調査したものです。

ここでは平成19年に実施した結果と北海道の調査結果もあわせて、その一部を紹介します。

調査結果全体については、ホームページでご覧いただけます。

男女平等について

分野ごとに男女のどちらが優遇されているかを聞いたところ、学校教育の分野で61.5%の人が差がないと感じてあり、次に地域活動の分野で50.8%の人が差ないと感じていました。そのほかの分野ではまだ男性が優遇されていると感じている人が多く、社会全体をみて69%の人が男性が優遇されていると感じています。

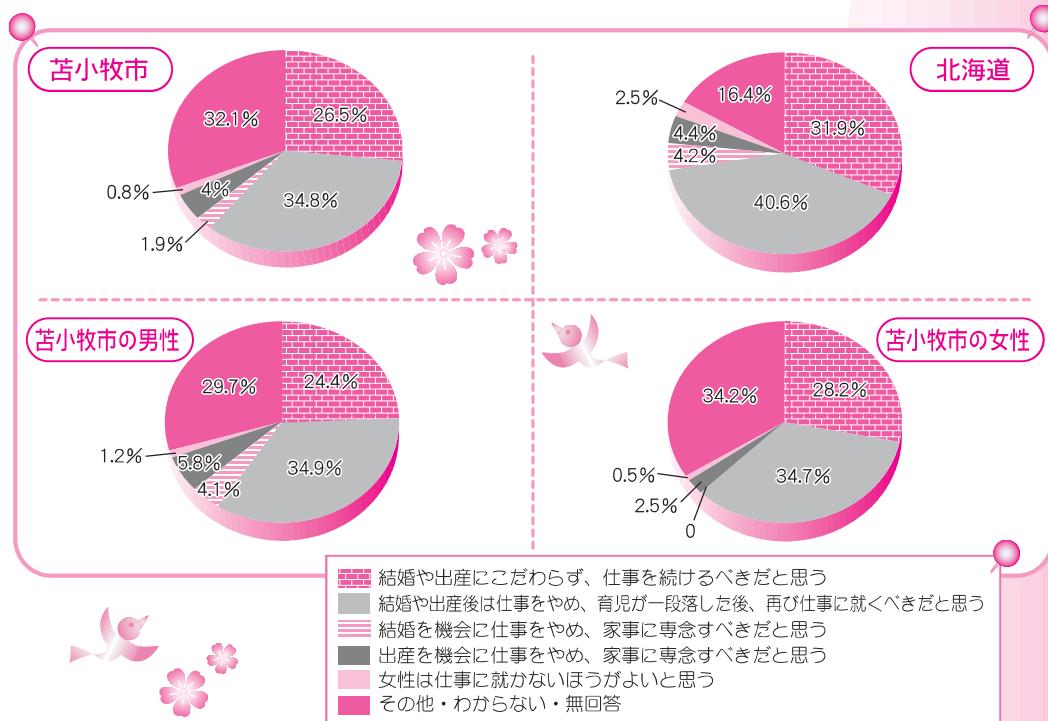


調査の概要

	苫小牧市 (H24)	苫小牧市 (H19)	北海道
調査名	男女平等参画に関する意識調査	男女平等参画に関する意識調査	D Vに関する意識調査 (3章-II.男女平等参画について)
調査時期	平成24年3月	平成19年2月	平成23年10月
調査対象	市内20歳以上1500人	市内20歳以上1500人	道内20歳以上1600人
調査方法	郵送	郵送	郵送
有効回収数(率)	374人 (24.9%)	514人 (34.3%)	567人 (35%)

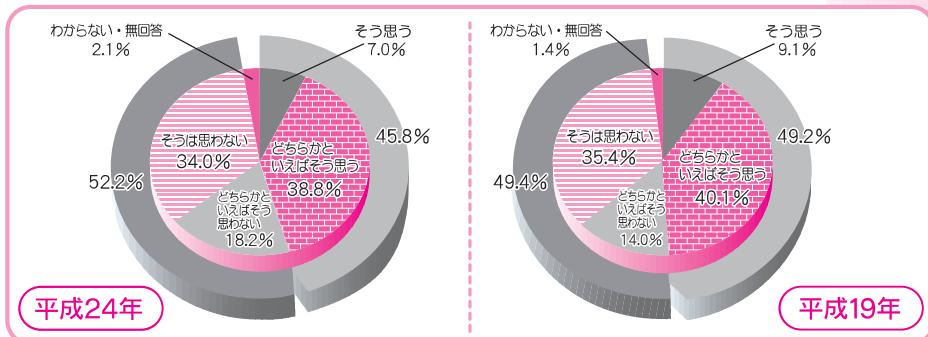
就労について

女性の仕事と家庭の関わりについての考え方を聞いたところ、「結婚や出産にこだわらず仕事を続けるべきだと思う」、「結婚や出産後は仕事をやめ、育児が一段落した後再び仕事に就くべきだと思う」をあわせると結婚・子育てをしながらでも仕事を続ける考え方方が苫小牧市では61.3%、北海道では72.5%となっています。



男は仕事、女は家庭という考え方の過去との比較

性別による固定的役割分担についての考え方を聞いたところ、平成19年の調査では全体として「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて49.2%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」をあわせて49.4%とほぼ同じ結果でしたが、今回の調査では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて45.8%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」をあわせて52.2%とわずかながら半数を超える結果となりました。



シリーズ

実現

男女平等参画社会への道

Part I

今回からシリーズで、男女平等参画社会への取組やいろいろな角度から「男女平等参画社会実現への道」と題して連載いたします。

私たちのまち苫小牧がさらに活力あふれる未来へつながるためには、職場、学校、地域、その他社会のあらゆる分野において、男女の人権が尊重されるとともに、男女が対等な関係で力を出し合い、それが責任を果たし、その成果を分かち合うことのできる男女平等参画社会の実現が不可欠です。

市は、これからも市民の皆様と一緒に社会を明るく希望があるものにしていくことを願って、男女平等参画を広めていく取組を進めていきたいと考えてあります。

男女平等参画 社会とは

男性も女性も共に仕事と家庭生活・地域活動のバランスを取り、責任を分担しながら支え合い、心豊かで充実した生活を送ることができる社会です

男女が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です

政治、行政、経済、社会、文化などあらゆる分野に、男女問わず、主権的に意思決定の段階から関わって、意見を反映させる機会が確保される社会です

個人の意思を尊重し、自らの意思に基づいて、生き方を選択できる社会です

女性に新たな可能性を拓くと共に、男性にも新たな可能性の扉を開く社会です

男性も女性も、家庭、学校、職場などで、様々なチャレンジを可能にする社会です

「女だから」「男だから」というだけで可能性が狭められることなく、いろいろな生き方を認め合うことができる社会です

男女平等参画社会が 実現すればこんな社会に！

家庭では…

▶▶ 家族全員があ互いに協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい家庭生活を送っています。

学校では…

▶▶ 一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っています。

▶▶ 進学や就職において、性別にとらわれず、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

職場では…

▶▶ 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、働きやすい職場環境が整っています。

▶▶ 一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働いています。

地域では…

▶▶ 地域活動やボランティア活動に男性も女性も主権的に関わり、住みよい地域づくりに参画しています。

▶▶ 子育てや介護などを地域全体で応援し、安心・安全で元気な地域づくりが進められています。

苫小牧市男女平等参画行政のあゆみ

昭和43年	働く婦人の家「婦人ホーム」開館	平成13年	「とまこまい男女共同参画プラン21」策定
昭和47年	「婦人週間記念講演会」開催(平成12年まで継続)	平成14年	府内組織「まちづくり推進会議男女共同参画推進部会」設置 苫小牧市男女共同参画情報誌発刊(現苫小牧市男女平等参画情報誌「ふり~む」、継続事業)
昭和60・61・62年	婦人議会開催(苫小牧市婦人行動計画推進協議会主催)	平成17年	苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会設置 苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会「苫小牧市男女共同参画推進条例(仮称)制定に向けた提言」を答申
昭和63年	女性フォーラム開催(継続事業)	平成18年	苫小牧市男女平等参画推進条例成立・公布
平成2年	「苫小牧の女性意識調査」実施	平成19年	「男女平等参画に関する市民意識調査」実施 苫小牧市男女平等参画推進条例施行
平成3年	「苫小牧の女性活動計画」策定	平成21年	苫小牧市男女平等参画審議会設置 市民部女性政策課を新設
平成6年	婦人ホームを閉館し、女性センターを開館	平成24年	「男女平等参画に関する市民意識調査」実施
平成10年	女性議会開催(苫小牧男女共同参画プラン推進協議会主催)		
平成11年	「市民のライフスタイルに関する意識調査」実施		
平成12年	市民部女性政策課を新設 苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会設置		
平成13年	苫小牧市男女共同参画プラン策定懇話会「プラン策定にあたって」を答申		

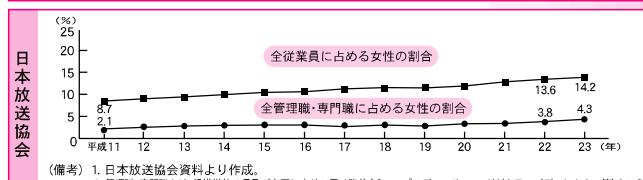
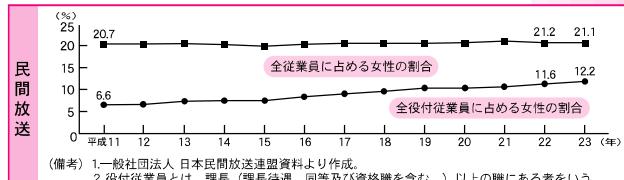
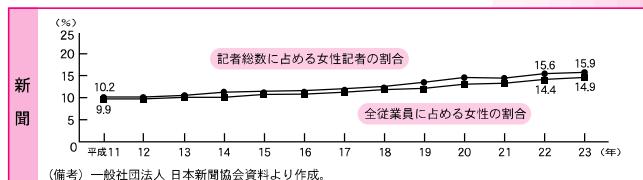
《現在の苫小牧市各種計画等における位置づけ》

平成19年12月7日に議決されました「苫小牧市基本構想」(H20~29年)において、「男女が性別に関係なく個人として尊重され、個性と能力を發揮できる男女平等参画社会を形成します。」と謳われており、基本構想に基づく「苫小牧市総合計画第5次基本計画」(H20~29年)では男女平等参画社会実現に向けて男女平等意識の啓発、女性の社会参画の促進、男女平等参画の環境の整備の3施策をあげています。

また、平成19年4月から施行された「苫小牧市男女平等参画推進条例」の基本理念に基づき、平成20年度に「苫小牧市男女平等参画基本計画(第2次)」を策定し、具体的な施策の取組を展開しており、男女平等参画社会の実現に向けて気運の醸成を図るための男女平等参画宣言を検討しています。

メディアにおける女性の参画
～平成24年版男女共同参画白書から～内閣府作成

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自動的に女性や子どもの人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、新聞、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合及び、新聞、民間テレビ・ラジオ、日本放送協会の女性記者の割合、管理職割合は、全体として徐々にではあるが増加しており、平成23年における全従業員に占める女性の割合は、それぞれ新聞14.9%、民間テレビ・ラジオ21.1%、日本放送協会14.2%となっている。



苦小牧市男女平等参画情報誌 ふり~む

男女平等参画講座

「女性のための健康講座」

～ラフターヨガ（笑いヨガ）～
平成24年8月24日（金）開催

平成31年8月31日(金)開催

ラフターヨガひまわり会代表 小柳久美子氏をお迎えし、「ラフターヨガ～笑って免疫力アップ健康で楽しい人生を～」を開催しました。ラフターヨガは、1995年にインドの内科医Dr.マダン・カタリアによって考案された「笑いの体操」と「ヨガの呼吸法」を組み合わせたエクササイズです。

小柳先生は巧みな言葉遣いで、笑いのプラス効果について講演。会場は大きな笑い声につつまれ、緊張した表情から終始和やかな雰囲気に変わりました。まず、受講者20名は自分で考えたラフターネームを胸に付け自己紹介。次にラフターヨガを体験。最初はナマステと言って挨拶をしながら握手やハグをしながら笑う「挨拶ラフター」、携帯電話を手で真似てお互いに聞かせ合い笑う「携帯ラフター」、他人の顔にクリームをつける真似をして笑う「クリームラフター」、右手にミルク、左手に好きな物を持つ仕草をして腕を大きく回しながら相手に飲み物を作る真似をする「ミルクセーキラフター」、デタラメ語を言って通訳してもらう「通訳ラフター」などを体験しました。

最後は、心地よい音楽を聴きながらリラクゼーションタイム。受講された全員が、心は明るくなり体が元気になるのを実感できたようです。



【受講者の感想】

- ・初体験で楽しかった。
 - ・日常生活であまり笑う事が少ないですが、これから少しでも取り入れて過ごしたいと思います。
 - ・ストレス社会で、笑いを忘れていました。また、続ければと思います。
 - ・笑うことは本当に楽しかった。先生も楽しくてよかったです。
 - ・思いっきり笑ったので、いつの間にか肩こりがとれたのはピックリ!!



女性や、ゆー法律相談

女性のための法律相談

- 女性センターでは、家庭・離婚問題、金銭問題、雇用問題や職場内のさまざまなトラブル、人権の問題などについて、女性弁護士による無料の「女性のための法律相談」を実施しています。
 - 平成24年度は3回（6月※終了、11月、3月）を予定しています。
 - 受付など詳細は、開催月の広報とまごまいでお知らせします。

芳小牧里女平等參画推進協議会主催

男女法律無料相談

- 苦小牧男女平等参画推進協議会では、月に1回、「男女法律無料相談」を行っています。男女平等参画社会の実現のため、障害となる諸問題の解決に向けて、市内の大谷和宏弁護士の協力を得て実施しています。
 - 予約制で、詳細は広報とまこまい、ポスターなどでお知らせしています。
 - 當協議会は、苦小牧市の男女平等参画社会を実現するために活動する民間団体です。

お問い合わせは若小牧市民生活部男女平等参画課(女性センター) TEL (0144) 32-35444へ

男女平等参画講座

「解りやすい労働法 基礎講座」

平成24年8月28日(火)開催

特定社会保険労務士 金田裕昭氏をお迎えし、「知って役立つ労働法」をテーマに労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの基礎知識を学ぶ講座を開催しました。意外と知らない労働時間、休憩、休日についてや賃金、各種保険・年金制度、解雇の取扱い、セクハラ、パワハラ、仕事と育児・介護を両立させるなど解りやすく講話いただきました。受講者13名の皆さんからは、労働法の基礎を解りやすく丁寧に解説していただき、大変参考になったとの声が多く聞かれました。

- 【受講者の感想】**
- ・浅い知識がより深まりました。
 - ・楽しいお話をまじえ、あついう間でした。また、聞きたいと思います。
 - ・休日、休息といった日常生活でよくふれる概念も、実は複雑であることがわかった。非常にわかりやすかったです。
 - ・また、金田先生の講義を聞きたいです。(特に健康保険法など)
 - ・後半、興味ある話があり、もっと詳しく聞いてみたかったです。



《育児・介護休業法》

平成24年7月1日から
改正育児・介護休業法が
全面施行されました!

従業員数が100人以下の
事業主にも適用!!

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現をめざし、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた右の3つの制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用されることになりました。

法・規則の改正についてのお知らせ

母性保護のための
「女性労働基準規則」(女性則)が改正されます

平成24年10月施行

～生殖機能などに有害な物質が発散する場所での女性の就業を禁止～
改正女性則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(従来の規制対象は9物質)を規制対象とし、これらを扱う作業場のうち、女性労働者の就業を禁止する業務については、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業を禁止されることになります。

《労働基準法》

【育児・介護休業法と女性労働基準規則に関する情報は、厚生労働省のホームページをご覧いただけます】

育児・介護休業法 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

女性労働基準規則 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html

女性の相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	相談時間
一般相談・法律相談	苫小牧市女性センター	32-3544	平日 8:45~17:15
	苫小牧市子育て支援課(1階8番窓口)	32-6369 32-6111(夜間・休日の緊急連絡先は市役所代表番号)	平日 8:45~17:15
配偶者等からの暴力(DV)	道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談支援センター)	011-666-9955	平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)
	胆振総合振興局環境生活課(配偶者暴力相談支援センター)	0143-22-5286	平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)
	苫小牧警察署	35-0110	
	ウイメンズ結(民間シェルター)	32-0100	平日 10:00~16:00 (年末年始を除く)
雇用問題・セクハラ等、職場のトラブル	苫小牧総合労働相談コーナー 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎2F 苫小牧労働基準監督署	33-7396	平日 9:00~16:30 (年末年始を除く)
	北海道労働局雇用均等室 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎3F	011-709-2715	平日 8:30~17:15 (年末年始を除く)

女性センター情報コーナー



登録サークルのご紹介

女性センターでは、現在40サークルが登録し、文化・スポーツなどの資質の向上、会員の交流・親睦を図り、楽しく活動を続けています。興味をお持ちの方はお気軽に問い合わせください。お待ちしております。



絵手紙同好会
紙風船

★ 毎月第4水曜
13時～15時



H14年頃、家にこもりがちな主婦の方達が外に出ての交流の場を作ろうと5名の方が集まって活動が始まりました。現在は50代から70代まで15名の会員が、絵の上手、下手は関係なく「心を伝える手紙に絵を添えるのが絵手紙」を大切に、先生はあらず、和気あいあいとした雰囲気の中で時には互いに教えあったり、気楽に会話や交流を楽しみながら作品作りをしています。

友美会

★ 毎月第2・4水曜
13時～17時



気軽に着物を着てみたい、自分にあった着付けを覚えたい、習ってもすぐに忘れてしまうという方が集まって発足した着付サークルです。現在会員は13名です。月2回、先生が一人ひとりに合わせて細かく指導されています。着付を通して、古い時代の和服環境や、母・祖母の時代に思いを馳せたりしながら、皆で和やかな楽しいひと時を過ごしています。

女性センター利用案内

- 所在地：苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3(市民活動センター)内
- TEL：32-3544

開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始

利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、
学習グループなど

利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付
(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

受付期間 月～金曜日の8:45～17:15 (祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～21時	1日9時～21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
〃2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

*上記のほか、設備・備品使用料及び冬季期間暖房料がかかります。
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。



図書資料室は
どなたでも
自由にご利用
ください

（月～金曜日）
9:00～17:00
(祝日・年末年始除く)

○発行日：平成24年9月 ○発行：苫小牧市

[企画・編集] 市民生活部男女平等参画課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号

ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階

TEL 0144-32-3544 FAX 0144-37-2223

Eメール: danjobyodo@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ: http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/danjobyodo/